平成27年3月26日

条例第3号

(設置)

第1条 市のまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定などについて、その基本的事項を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の審議を行い市長に答申するものとする。
 - (1) 総合戦略の策定に関する事項
 - (2) 総合戦略の変更に関する事項
 - (3) 総合戦略に基づき実施した事業の効果の検証に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 公募による者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員は、任期中であってもその本来の職を離れるときは、委 員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

- 第7条 審議会は、特別に調査審議する必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。
- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、 説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。